

漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（案）

1 制限措置の内容

- (1) 漁業種類 板びき網漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 14隻
- (3) 船舶の総トン数 10トン以下
- (4) 推進機関の馬力数 450キロワット以下
- (5) 操業区域 銚子市犬吠埼灯台中心点 152 度（真方位による。以下同じ。）4 海里の点から正北の線及び同点から旭市飯岡灯台中心点 205 度 5 海里の点、北緯 35 度 32 分 25 秒東経 140 度 27 分 24 秒の点（山武郡九十九里町片貝灯台跡に設置された標柱）163 度 4 海里の点を経ていすみ市太東埼灯台中心点 30 度 5 海里の点に至る線以東の海域のうち同点正東の線以北の千葉県の内海の部分
- (6) 漁業時期 9 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで
- (7) 漁業を営む者の資格 銚子市地先から長生郡一宮町地先に至る海域に接する地域に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年 7 月 13 日から 8 月 12 日まで